

議案第 27 号

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成18年 3 月 9 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年 3 月天理市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 2 条を加える。

（資源物の所有権）

第 5 条の 2 前条第 1 項の規定により排出された一般廃棄物のうち、資源物（再生利用することを目的として分別して収集するものをいう。）の所有権は、市に帰属する。

（収集運搬の禁止）

第 5 条の 3 市又は第 4 条の規定により委託を受けた者以外の者は、第 5 条第 1 項の規定により排出された一般廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

附 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。